

事業報告書			
医療法人整理番号		40051	
報告期間		自 令和7年4月1日	
		至 令和8年3月31日	
1 事業報告書の概要			
(1) 名称	医療法人清仁会 (社団)	分類①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に変更があった場合は変更後。) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。	
分類①	社団 (出資持分あり)		
分類②	その他		
分類③			
(2) 事務所の所在地	都道府県 山口県		
	市区町村 山口市		
	町名・番地 小郡下郷751番地4		
	建物名		
(3) 設立認可年月日	従たる事務所の記載はこちら		
(4) 設立登記年月日	昭和26年3月2日		
(5) 理事長の氏名	昭和26年3月10日		
	姓 田邊		
	名 征六		
	役員及び評議員の人数 6		
	役員及び評議員 記載はこちら		
2 事業の概要			
(1-1) 本来業務 (病院、診療所)	記載はこちら		
(1-2) 本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	記載はこちら		
(2) 附帯業務	記載はこちら		
(3) 収益業務	記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設	記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

書報業事

[illegible]

様式 2

法人名 医療法人清仁会

※医療法人整理番号

所在地 山口県山口市小郡下郷751番地4

財 産 目 録

(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	1,117,349 千円
2. 負 債 額	301,644 千円
3. 純 資 産 額	815,704 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	425,730
B 固 定 資 産	691,619
C 資 産 合 計 (A + B)	1,117,349
D 負 債 合 計	301,644
E 純 資 産 (C - D)	815,704

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人済仁会(社団)
所在地 山口県山口市小郡下郷751番地4

※医療法人整理番号 40051

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	425,730	I 流動負債	226,379
現金及び預金	253,669	買掛金	2,998
事業未収金	150,382	短期借入金	194,900
たな卸資産	8,612	未払金	15,192
前払費用	2,172	未払法人税等	141
その他の流動資産	10,893	未払消費税等	1,617
前払費用		預り金	11,513
その他の流動資産		その他の流動負債	16
		前受金	
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	691,619	II 固定負債	75,265
1 有形固定資産	440,877	長期借入金	72,010
建物	201,860	その他の固定負債	3,255
構築物	359	繰延税金負債	
医療用器械備品	24,057	その他引当金	
その他の器械備品	20,117	その他の固定負債	
車両及び船舶	4,459		
土地	190,022		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
		負債合計	301,644
2 無形固定資産	4,097	純資産の部	
ソフトウェア	3,292	科目	金額
その他の無形固定資産	804	I 出資金	6,000
その他の無形固定資産		II 積立金	809,704
3 その他の資産	246,644	繰越利益積立金	699,704
有価証券	4,620	その他積立金	110,000
役職員等長期貸付金	180	その他積立金	
その他の固定資産	241,844		
その他長期貸付金		III 評価・換算差額等	
役職員等長期貸付金		その他有価証券評価差額金	
長期前払費用		繰延ヘッジ損益	
繰延税金資産			
その他の固定資産			
資産合計	1,117,349	純資産合計	815,704
		負債・純資産合計	1,117,349

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人清仁会（社団）
所在地 山口県山口市小郡下郷751番地4

医療法人整理番号 40051

損 益 計 算 書
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			753,094
2 事業費用			
(1) 事業費	771,580		
(2) 本部費			771,580
本来業務事業損失			18,486
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			284,405
2 事業費用			290,188
附帯業務事業損失			5,783
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業損失			24,269
II 事業外収益			
受取利息	479		
その他の事業外収益	28,537		29,016
III 事業外費用			
支払利息	3,908		
その他の事業外費用	12		3,920
経常利益			827
IV 特別利益			
固定資産売却益	27		
その他の特別利益	2,050		2,077
V 特別損失			
固定資産売却損	0		
その他の特別損失	6,752		6,752
税引前当期純損失			3,848
法人税・住民税及び事業税	215		
法人税等調整額	0		215
当期純損失			4,063

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

様式5

法人名 医療法人清仁会
所在地 山口県山口市小郡下郷751番地4

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人清仁会

理事長 田邊 征六 殿

私（注1）は、医療法人清仁会の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 6月11日

医療法人清仁会

監事 松田 和範

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。